

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
(1)～(53) 省略			(1)～(53) 省略		
(54) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第2項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	省略		(54) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	省略	
(55) 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	省略		(55) 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	省略	
(56) 省略			(56) 省略		
(57) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第2項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	1件につき4,100円	(57) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第2項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	1件につき2,500円
(58)～(103) 省略			(58)～(103) 省略		